

琉球大学学術リポジトリ

土地ニ関スル問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄, 南洋, 土地, 調査 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38093

矢内原忠雄文庫

史料名	土地ニ関スル問題
封筒番号	20
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 9 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号：20

史料名	土地ニ関スル問題
資料形態	南洋廳野紙
枚数	22
頁数	44
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	南洋 調査回答、提供資料 今泉分類記号：N

土地関係問題

一、大正十二年以後施行ノ土地調査事業並昭和二年以後施行ノ森林經營調査ニ付テ其ノ施行計画方法並ニ結果ニ関スル刊行物カアリマシタラ一揃送付下サイ又刊行物ガアリマセンデシタラ調査済ノ分ノニ御示シ下サイ

答

刊行物ナシ

ノ土地調査ハ独領時代「ボナベ」「サイバン」兩島ニ施行シタル事蹟アルモ事實全島ニ洽カラス押收圖書又不完全ナリシヲ以テ諸般行政上ノ施^設供スル為大正十二年度ヨリ臨時事業トシテ土地調査ヲ施行シ差當リ官民有地区分調査ヲ為スコト、シ「サイ

南洋廳

パン「バラオ」「ボナベ」「ロタ」「ヤツプ」島ヲ終了セリ其ノ土地ノ区分左表ノ如シ

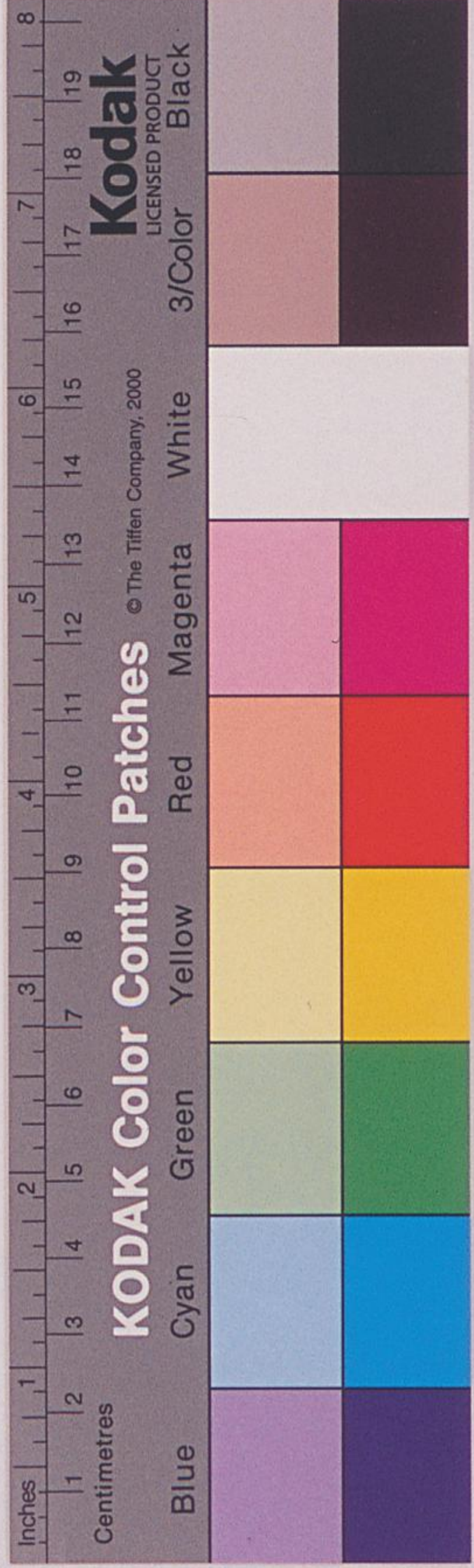
島別	地			合計
	官有地	民有地	内外人所有地	
サイバン島	三七七、八八四坪	七五、二四八坪	一七一、二〇八坪	三五、四七四、二七四坪
ロタ島	三、五三八、九一〇坪	二、九四、二九四坪	七九、六〇三坪	二五、五六一、四六二坪
ボナベ諸島	八、三六四、六二二坪	三、九七、七五二坪	二、五九七、七五二坪	九八、二二六、九四〇坪
ボナベ島	五七、九四、四〇三坪	八、八八、八八八坪	三、〇七、五〇三坪	八八、六八一、六八七坪
ヤツプ島	三九五、七〇〇坪	未了	一、二六、四二二坪	一

備考 民有地面積ハ概算ナリ

尚トラク島・クサイ島及マレット島ハ目下調査中

2. 森林經營調査

群島官有椰子林ハ各支廳管内各所ニ點在シツ、アルヲ以テ昭和二年年度ヨリ臨時事業トシテ之カ調査ニ着



手シ「ホナペ」「ヤツプ」「サイバン」支廳管下ノ調査ヲ修了シ
タリ近ク「ヤルト」支廳管内ノ調査ヲ開始セムトス

調査終了地ノ概要左表ノ如シ

支廳名	面積	椰子樹數	コアラ產 量見込	摘 要
ホナペ	三〇、七八	二七、六四七	一三三、七七	椰子林、雜木混生シ樹勢一般不良 ニシテ疎密均整クテ
ヤツプ	五八、九三	一〇〇、四一	一五二、五	ク
サイバン	一	一	一	調査終了目下集計中
計	九〇、七一	一三六、〇八	二八六、二	

ニ、島民ト土地トノ關係ニ就テハ共有制デスカ若シ共有
制トスレハ其ノ性質(例ヘハ部落共有若シクハ氏族共有
ノ如シ)ハドウデスカ

南洋廳

又私有制ハアリマスカ若シアリトスレハ何時頃カラ
始マツタノデスカ共有制ヲ私有制ヘノ推移ハドンナ
具合ニシテ行ハレマシタカ

答

別冊委任統治行政詳報第一三頁乃至第一四頁參
照相成タシ
最近土地利用ニ関スル觀念著シク發達シタル為所有
地ノ多少ニ依リ貧富ノ差ヲ生スルニ至レリ

三、官有地ノ由來、其ノ独領時代ヨリノ引継及日本占領後
新ニ成立シタルモノ等……ハドンナモノデスカ
新ニ成立シタルモノニ付テハドンナ風ニシテ成立シマシ
タカ其ノ過程(例ヘハ無主地ノ認定若クハ島民ヨリノ

買上ノ如シ)ヲ示シテ下サイ

答

別冊委任統治年報第一三頁乃至第一二頁参照
相成タシ

四、官民地ノ割合ニツイテ調査済ノモノ(例ヘハサイパン、パラオ、
ポナペ)ヲ示シテ下サイ

答

島名	官有地	民有地
サイパン島	七割八分	二割三分
ロタ島	八割八分	一割三分
パラオ諸島	八割四分	一割六分
ポナペ島	六割五分	三割五分
ヤップ島	1	1

南洋廳

五、民有地中島民所有地ト然ラサルモノトニ付テ各面積及
所有者数ヲ示シテ下サイ

答

民有地ノ調査ニ着手ス

六、島民ノ居住地ニ就テ離隔制(島民ノ集團的收容地ノ
如キ)ガアリマスカ

答 ナシ

七、土地(所有)制度、土地ニ関スル權利關係ハ獨領時代ニ
比シドシナ風ニ変遷シマシクカ

答

土地ノ調査及土地ニ関スル法律的慣習ノ調査未タ

完成セス從テ土地制度ニ付別段ノ立法及登記ヲ爲シ
得ル時期ニ至ラス依テ島民ノ土地ニ付テハ島民保護
上独逸領時代ヲ執リ来レル政策ヲ踏襲シ官以外
ノ者ハ賣買讓渡又ハ擔保ノ目的ニ供スル契約ヲ締
結スルコトヲ禁止シ来リタルモ現行法ノ如ク絶対ニ之
ヲ禁止スルコトハ土地ノ融通性ヲ減少セシメ島民經濟
ノ實情ニ鑑ミ却テ島民ノ不利益トナル場合ゾカラ
サルノミナラス群島ノ開發ヲ阻碍スルモノアルヲ以テ以
此ノ制度ヲ緩和スルノ必要ヲ認メ昭和六年從來ノ規
則ヲ改正シ南洋廳長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ賣買
讓渡又ハ擔保ノ目的ニ供スル契約ヲ締結スルコトヲ得
シムルコトセリ

改訂英法全書第百一號

南洋廳

度量衡及貨幣制度

一、度量衡ハ独逸時代ハドウナツテ居マシタカ又日本ノ委
任統治ニナツテカラドウナツテ居マスカ

答

独逸時代メートル法ヲ用ヒタルカ如キモ島民一般ニハ普及
シタルモノト認め難シ

日本委任統治後ハ尺貫法ヲ用ヒ居ルモ目下内地同様
メートル法實施標準中ナリ

二、島民ハ貨幣ニ對シテドンナ觀念ヲ持ツテ居マスカ貨
幣ハドンナモノカ流通シテ居マスカ島民ハ紙幣ヲ使
用シテ居マスカ又昔カラ行ハレテ居タ貨幣(例ハヤップ
島ノ石貨其ノ他ノ貝貨等)ハ今テモ用ヒラレテ居マスカ

(青田納)

又シレト他ノ貨幣トノ關係ハドウナツテ居マスカ

答

1. 島民ハ貨幣ノ交換價值ヲ理解セズ以テ貨幣ニ對スル觀念皆無ナリシカ獨領當時金銀貨ノ移入ニ依リ漸次貨幣ノ信用及利便ナルコトヲ感得スルモノ増加シテ今日ニテハ教育ノ普及ト産業ノ進展ニ伴ヒ邦貨及紙幣ノ移入ニ依リ島民一般ニ流通シ居レリ

2. 島民ハ占領後數年間ハ紙幣ノ使用ヲ厭ヒ金銀貨ヲ好ミタリシモ今日ニテハ紙幣モ亦貨幣同様一般ニ流通シ居レリ尤モ紙幣ノ使用ヲ厭ムル其ノ信用及價值ノ如何ニ依ルモノニアラスシテ之カ貯藏ニ不便ヲ感スルカ差ナルヘシ

南洋廳

3. ヤップ島ノ石貨、貝貨バラオ島ノ珠玉ハ今日尚老人ノ間ニ於テハ「カヌ」豚等ノ賣買ニ流通シ居ルモ今日ニテハ其ノ利用流通ノ範圍狭クナリ

4. 石貨、貝貨、珠玉等ハ島民以外ノ在住民ニ依リ貨幣ヲ以テ購入サルコトアリ

三 貨幣ノ流通高ハドノ位ニナツテ居リマスカ其ノ獨領時代ヨリノ差遷ヲモ示シテ下サイ

答

獨領時代ニ付テハ不明ナリ
委任統治行政年報第一五五頁乃至一七〇頁貿易ノ項
參照相成タシ

四、島民生活ノ中テ物々交換ト貨幣トハドノ位ノ割合
ヲ占メテ居ラスカ

答

調査シタルコトナキヲ以テ不明ナリ

五、島民ノ購入物品ハドンナ物デスカ奢修品ノ外ニ日用品
(衣服食物等)ノ購入ノ傾向ハドンナ具合デスカ

答

奢修品ヲ購入スル者殆ナシ

日用品ノ購入傾向ハ、木綿ノ服地、クレープシヤツ、米
麵類、ビスケット、サレモン、イワシ缶、コンビーフ缶、及物
類、瀬戸皿、ドンブリ類等漸次増加シツアリ

六、島民間及内地人トノ間ノ商業ニ於テ島民ノ従事

南洋廳

シテ居ル者ガアリマスカ

答

島民間コブラ仲買商及雜貨販賣商アリ

尚内地人商人ノ雇傭人トシテ従事スルモノアリ

七、島民ノ負債ノ状態ハドウデスカ島民ニ對シテ全金融ヲ

與フル者ハ誰デスカ

答

島民ノ負債ニ付テハ調査シタルコトナキヲ以テ不明
ナルモヤルト支那管内ノ商長中ニ其ノ管轄ス
ル島民ノ産出スルコブラヲ提供スル契約ノ下ニ内地
ノ商人ヲ數万圓ノ負債(多年ノ間ニ増加シタルモノ)
ヲ有スル者アリト云フ

島民ニ現在金融機關ノ必要ナク從テ之ヲ興フル者ナシ

各種産業

A. 農業

一、耕地ノ中テ島民所有地ト然ラサルモノトノ割合及其ノ割合ノ変化ヲ示シテ下サイ

答

調査中

二、又右ノ各ニ付生産高ヲ示シテ下サイ

答

調査中

南洋廳

三、島民ノ耕作方法ハドンナ風デスカ

答

原始的ニシテ特ニ農具ト稱スル程ノモノナク從來ハ穴堀用ニ金棒等ヲ用ヒ食用作物ヲ植付クル程度ナリシカ近時内地ヨリ移入ノ耨鋤鎌草削等ヲ使用シ耕作スルニ至レリ

B 糖業

一、島民ノ中テ製糖工場ヲ持テ居ルモノカアリマスカアレバ其ノ様式ハドンナ風デスカ

答

島民中ニ製糖工場ヲ有スルモノナシ

二、甘蔗作付總面積中島民ノ作付割合ハドノ位デスカ

五三三
労働
砂糖
五三三

答

最近三年ノ島民ノ甘蔗作付面積ヲ示セバ次表ノ如シ

年次	甘蔗作付總面積	島民作付面積	總面積ニ對スル割合
昭和四年	四、五九四、一七	六、九〇、八〇	一、%五二
昭和五年	六、二二五、八五	八、一、五〇	一、%三〇
昭和六年	六、七二二、七〇	一、二一、七六	一、%八八

備考 各年共九月末現在調トス

三、甘蔗買上其ノ他ノ方法ハドンナ風ニシテ行ハレコスカ。

答

(イ) 甘蔗買収方法

官ニ於テ砂糖製造ノ許可ヲ與ヘタル場合必要アリト認めルトキハ製糖工場ノ能力及製糖期間ヲ基礎ト

南洋廳

シ之ニ對スル所要原料ヲ生産シ得ル見込ノ地域ヲ限定シ原料採取区域ヲ指定ス即原料採取区域内ニ於テ栽培セラレタル甘蔗ハ其ノ所屬製糖業者ニ賣渡スコトヲ要シ右甘蔗ハ長官ノ認可シタル價格ヲ以テ買収サルベキモノニシテ斯ル制度ハ事業ヲ安全ニ遂行セシムルト共ニ栽培者ニ安心シテ蔗作ヲナサシム

(ロ) 甘蔗買収價格

甘蔗買収價格ハ製糖業者蔗作者間協定困難ニ陥ル場合ナキヲ保セス依テ官ハ糖業規則ヲ制定シ毎年長官ノ認可ヲ受ケシムルコトニ定メ以テ兩者ノ主張ヲ公平ニ裁断スルノ政策ヲ採リツマアリ

右買収價格ヲ決定スル標準トシテハ他ノ糖業地ニ於ケルカ如ク他ノ農作物ノ價格ヲ標準トセス蔗作者ノ

昭和三十七年七月調査の調査結果を基礎として昭和三十七年度の砂糖製造奨励金全額を

普通利益(及糖價)ヲ標準トシテ決定シツアリ

尚右買収ノ制度は買収價格ハ邦人島民共同ニシテ
何等區別ナシ

四 砂糖奨励金ハ島民ト内地人トニトシテ
居マスカ

答

糖業奨励金ハ大正十一年十月糖業奨励規則ヲ制
定シ甘蔗ヲ栽培シ苗圃ヲ設置シ又ハ砂糖ヲ製造
スル者等ニ對シ南洋廳長官ニ於テ適當ト認ムル者ニハ
奨励金ヲ下付スルコトセリ奨励金ヲ下付スル場合及
金額左ノ如シ(島民ト邦人トニ何等區別ナシ)

南洋廳

五 島民ヲ精糖工ニナワテ居ル者ハナイテスカ

答ナシ

C 林業

一 林野(殊ニ椰子)ハドノ位シ島民カ所有シ又ドノ位シ
島民以外ノモノカ所有シテ居ルノテセウカ又其ノ割合
ノ差違ハ

答

區分	面積	所有者数	摘要
官有	二九九、七五三	一	
島民有	二、四五四	六、五〇〇人	
島民以外有	一、二七一	四三人	
計	三、七七六、五三一	六、五四三人	昭和七年七月調査

(實田納)

備考、麦遷ニ付テハ調査シタルモノナキヲ以テ不取ナルモ所
有ノ割合等大ナル麦勸ナシト認メラン

ニ右ノ各所有者ノ数ハトシテ風ニナツテ居マスカ

答

前項ニ依リ伝承知相成タシ

D、水産業

一、島民ノ水産業ニ従事スルモノノ極メテ少ナイノハドウ云
フ訳デスカ

答

島民ハ特種ノモノヲ除キ自家用以外ノ漁撈ヲ為サズ主トシ
テ年トシテ生活資料ヲ陸上ニ得ラレルヲ以テ水産業
ヲ為スノ必要ソキニ依ル

南洋廳

三 鑛業

一 鑛業ハ唯南洋廳タケカ經營ニテ居マスカ

答

ノアノガウル島鑛業採掘ハ南洋廳直營事業ナリ(独逸南洋鑛業株式会社ノ事業ヲ責收継続セリ)

ス。トコベ島ニ於テ鑛業採掘ヲ許可(邦人)ニアルモ着手ニ

至ラス

三 鑛業以外ノ鑛業ナシ

南洋廳

改良美濃全集新紙

(曾田納)

工業

一、島民ノ手藝品ノ生産高ハトノ位アリマスカ又ソレハトシテ風ニ変化
シライマスカ

答

椰子帽子、林投帽子、葉織維綿物製品、椰子繩等、年産額
(五年) 三、五九五圓

技巧、工匠等ハ漸次進歩ヲ示シツ、アルモ産額ハ大ナル変
動ナシ

南洋廳

改良美濃全葉野紙

(曾田納)

貿易

一 島民ノ産物ヲ輸送サレルモノハトシテモノテスカ又其ノ輸送品
総額中ニ占メル割合ハトシテ具合テスカ

答

主ナルモノハ「コアラ」高瀬貝ナリ

コアラ一八六三、五〇九四（五年）移送総額ニ割七分

高瀬貝 五七、五〇一八四（五年） 一厘六毛

二 島民ハ輸入品中ノドンナモノヲ主ニ購買スルノテスカ又其ノ輸入
総額ノ中ヲ占メル割合ハトシテスカ

答

食料品、衣服雜貨（例ハ「シヤツ」「サルマタ」洋服、烟草、雑誌、パン
砂糖等ヲス）ヲ購買ス

南洋廳

輸入総額ノ割合又ハ島民購買総額等ハ調査シタルモノナレ

三 貿易力島民ノ経済的地位ニ及ホシタル影響（例ハ新ニ興リシ
産業、没落シタル産業、賃銀労働者化ノ過程等）トシテモノテス
カ

答

島民ノ経済的生活ハ漸次文化的ニナリツ、アリ從テコアラ生産、土
木工事労働、交通船荷物積卸作業労働等ニ従事シテ
賃銀ヲ得ツワアリ

（ワイパン、テニアン島ノ糖業労働ハ島民ハ余リ従事シテ居マ
セヌ）

其、他

一南洋ニ於ケル内地人ノ投資大畧、主ナル事業家(今社及個人)ノ氏名及資本金並内地人島民別ノ雇傭労働者数ヲ示シテ下サイ

答

氏名(名称)	事業種類	所在地	資本金	併ニ係資本金
南洋興発 株式会社	製糖 業	サイパン	七百万円	五百二十四万円
南洋貿易 株式会社	貿易 雜貨	ハラス 在 店 群島各地ニ支店	二百万円	二百万円
南洋珈琲 株式会社	コーヒー栽培	在 店 大 阪	五十万円	十二万五千円
株式会社 大平商店	雜貨 烟草	在 店 サイパン	十万円	十万円
南海商事 株式会社	物販 運送	群島各地ニ支店 ヤルート	十二万円	十二万円

雇傭労働者ニ付内地人島民別ニ調査シタルモノナシ

二又島民ノソレハトノ位アリマスカ(主ニ労働者五人以上雇傭セ

南洋廳

ル島民ノ事業家ニ付テ)

答

島民ノ事業家トシテ挙クハヤモノナシ

財政

一島民ノ人頭税ハ税率年額十圓以内トナツテ居リマスカ此ハトシノ規準
ヲ定メルノテスカ

答

委任統治行政年報第五九頁乃至六〇頁参照相成タシ

ニ專賣制度(タバコ食塩等)ハ有リマスカ無イテスカ

答

專賣制度ナシ

三島民ノ納税ニ對スル觀念ヲ示シテ下ヤイ重キヲ訴ヘルコトハアリマセンカ

答

一政廳カ島民ニ對シ物有的且精神的福祉増進ノ爲各般ノ施設ヲ
ナシツ、アルヲ以テ彼等ハソレニ對シ其ノ幾分カノ分ケ前ヲ持ツ考

南洋廳

ヘニテ納税シツ、アルカ如シ

ニ税額ニツキ重キヲ訴ヘタル事實ナシ

教育ニ関スル問題

一、公學校ヲエ語ヲ教ヘテ居マスカ、教授用語ハ國語ヲスカ

答

公學校ニ於テハ土語ヲ教ヘス、教授用語ハ國語ナリ、但シ低学年ニハ島民自身ノ助教員、教授ヲ補助ス

二、公學校通學児童數ハトシテ風ニ変化シテ居マスカ

答

別冊委任統治行政年報第七八頁乃至九頁、公學校児童就學歩合ノ項參照相成度ニ

三、島民ハ小學校ニ入ル事ハ尙未ナイノテスカ、更ニ島民テ内地ノ普通教育概因ニ付テ勉強シテ居ル児童ノ様テモ、ハアリマスカ、若シアレハ其

南洋廳

ノ數ハトシテトシテ風ニ変テ居マスカ

答

島民モ小學校ニ入學スルコトヲ得、(小學校官制ニハ國語ヲ常用スルモノヲハルハコトニテマテ居マス)

内地留學生ニ付テハ別表、島民内地留學生、調參照相成タシ

四、島民ノ公學校ノ教科書ハトシテモ、テスカ、各学年ノ教科書ヲ一揃御送り下サイ

答

公學校ノ教科書ハ本科用六卷、補習科用二卷アリ、別途送付ス

種族人口

一、カナカ族トケヤモロ族ノ區別カ判ツキリシマセンカ、コレハ現在官廳テノ取扱ハ如何ナル標準ニ依テサレテ居マスカ

答

法制上ケヤモロ族トカナカ族ト區別シタルモノナク、從テ行政上兩者ノ取扱ヲ異ニセス、然レ共兩者ノ區別ハ現實ニ於テ嚴然タルモノアリ、(生活様式ノ相違、集團ノ状況等ニ依リ容易ニ區別セラル)

二、各島別ノ累年人口動態ニ付、其ノ島民人口ノ減退セルモノニ付、原因ト思ハル、モノヲ示シテ下サイ

答

別冊委任統治行政年報第一八八頁乃至一九〇頁及第二二二頁乃至二二九頁参照相成タシ

南洋廳

三、内地ヨリ移住者數ノ變遷ヲ示シテ下サイ

特ニ沖繩ヨリノ移住者ノ活動狀態及其ノ成績ヲ示シテ下サイ

答

移住者ノ變遷ニ付テハ別紙邦人累年人口表参照相成タシ、沖繩縣人ノ移住者ハ別紙沖繩縣人累年人口表参照相成タシ、尚沖繩縣人ノ移住者ハ其ノ大部分ハ小作人、漁夫、日傭人夫等ニシテ、此比較的困苦缺乏ニ堪ヘ、勞務ニ從事シ居レリ

四、内地人ト島民間夫那人、朝鮮人ト島民間其ノ他外國人島民間ノ混血ノ有無、其ノ他ニ付示シテ下サイ

答

本件ニ付テハ調査シタルモノヲ從テ其ノ數ヲ明カニスルヲ得ス、但シ外國人ト島民トノ混血ニ付テハ我占領前既ニ相當ノ數アリ、特ニマルト夫廳管内ニタシ内地人ト島民トノ混血ニ付テハ其

ノ例アルモ多カラス

五 朝鮮人ノ経済的地位(職業等)ヲ示シテ下サイ
台湾人ノ移住者少イノハトウ言フ譯テスカ

答

一 別表朝鮮人職業別人口参照相成タシ
二 台湾人ノ移住者少キモ特ニ其ノ理由ナシ

六 島民ヲ官吏自由業令社員等ニナツテ居ルモノカ居リマスカ
アレハ其ノ数勤務先地位等ヲ示シテ下サイ

答

別紙島民現住者職業別参照相成タシ
尚之等ノ勤務先ニ付テハ調査ミタルモノナキモ官廳ノ勤務

南洋廳

者ニ付テハ別冊委任統治年報第一四頁乃至十五頁参照相
成タシ

政事等ニ関スル問題

一、鐵砲、火薬類、酒類、麻葉、出版物等ノ取締規則（殊ニ取扱ノ具ナ
ルモノハ島民ト内地人トニ分テ）ノ詳細及此等ニ付テ目立ツ矣
ヲ示シテ下サイ

答

一、鐵砲、火薬取締規則（内地同様）

二、酒類取締規則（C式委任統治条項等三条ニ依リ島民
ニ飲用禁止、製造販賣ハ許シテ主義トス）

三、麻葉取締規則（内地同様）

四、出版物取締規則（新多紙取締規則アルノニ保証金ヲ
徴セサルヲ特徴トス）

尚右規則ニ関スル詳細ハ南洋廳法令類聚（発行所東京市
京橋区銀座西ノ丁目一番帝國地方行政学舎）参照相

南洋廳

成リ

其ノ他

一各島旧来ノ社會的組織ニ依ル酋長其ノ他ト現今ノ總村長、區長、村長、助役等トノ關係續キ具合ヲ詳シク示シテ下サイ

答

現在總村長、區長、村長、助役ト稱スルハ島民村吏ノ稱呼ニシテ支廳管内ヲ區画シカナカ族部落ニ總村長又村長ヲシヤモロ族部落ニ區長又助役ヲ置フカナカ族ノ總村長ハ旧慣上所謂大酋長ニシテ村長ヲ統轄ス村長ハ所謂小酋長ニシテ總村長ニ隸屬ス但シ地方ニ依リ總村長アリテ村長ヲ缺キ又ハ村長アリテ總村長缺クモアリ孰シモ旧慣ニ從フシヤモロ族部落ノ區長ハカナカ族部落ノ總村長ニ助役ハ村長ニ該當スル權限ヲ有スルモノナルモシヤモロ族ニハ古来カナカ族ニ於ケル酋長制度ノ如キ旧慣ヲ有セス部族民ノ村吏ニ對スル觀念ハ二者大イニ其ノ趣ヲ

南洋廳

異ニスルヲ以テ特ニ其ノ稱呼ヲ區別セリ

村吏ハ南洋廳長官ノ認可ヲ得テ支廳長之ヲ命免ス支廳長村吏ヲ任命スルニ當リテハカナカ族ニ付テハ旧慣ニ依リ酋長ヲルモノヲ任命シシヤモロ族ニ付テハ部族民ノ推挙ヲ俟テ任命スルヲ例トス

二旧来ノ社会的制度、風俗等ニ付テ自立タモノ及其レノ独領時代
五日本委任統治時代ニ於ケル変化ヲ示シテ下サイ

答

一旧来ノ社会的制度

南洋群島ノ住民カ所謂ミクロネシヤ民族ニシテ略同一ノ風
俗習慣ヲ有スルニ拘ラス其ノ社会的制度カ殆ント各島
区々ナルハ各其ノ歴史沿革ヲ異ニスルカ爲ナリ例ヘハマリア
ナ群島ノ如ク早クヨリ政人ノ治下ニ属シタルモノヤツアパ
ラネノ如ク近世マラ外人ノ干涉ヲ度ケサリシモノマニシヤル
群島ノ如ク酋長カ君臨シテ民権カ極度ニ抑壓セラレ氏族
制度カ^先全ニ保テレタモノモトロツク(トラウク支廳管内)
島ノ如ク^或程度迄共和政治カ行ハレタルカ如キ各島
之ヲ一律ニ説明スルコト不可能ナリ尙之等制度独領時代

南洋廳

ヨリ今日迄著シキ変化ナリ

本件ニ関スル詳細ハ昭和二年台版松岡静雄氏著ミクロ
シヤ民族誌参照相成タシ

又島民ノ風俗

答

別冊委任統治年報八頁参照相成タシ

三 群島ニ於ケル道路港灣ノ修築等ニ付テ勞力ハ賦役ニ依
テ得タノラスカソレトモ自由契約ニ依テ得タノラスカ

答

島民部員ノ公共的事業ニ付テハ島民相互間・自発的ニ勞
力ヲ提供シ官ハ之ヲ援助スルノ方法ヲ採リ尙官力勞力ヲ
必要トスル場合ハ内地ト同様總テ自由契約ニ依リソ、アリ

四 島民間ニ政府若クハ内地人ニ對スル不平不満及抗等カアリ
マスカアリトスレハ如何ナル共ヲ最モ訴ヘテ居ルノラスカ

答

島民ハ施政ニ對シ第一ニ悦服ニ某^未ダ怨嘆ノ聲ヲ聞キタルコト
ナシ

南洋廳